

**16．世界の投資動向の新潮流を踏まえた主要各国の対内投資政策の変化と
我が国の対内投資促進政策のあり方にかかる調査研究
これからの対日投資促進のために**

本調査の目的は、わが国の官民投資誘致施策・手法のあり方についての検討、提言を行うことである。

近年欧米先進諸国間におけるクロスボーダーM&A が活発に行われている。日本もその例外ではなく、その結果、日本における対内外投資格差も縮小傾向にある。しかし、これまで日本の対内外投資インバランスの問題に関して、米国からは日本市場の閉鎖性の証とされてきた経緯がある。

格差縮小の背景として、魅力ある市場規模、特性を有することに加え、規制緩和の進展やビジネスコストの低下等投資環境の着実なる改善が見られる。しかし、対内外投資格差が縮小してきたとはいえ、依然として対日投資額は先進諸外国と比べ低い水準にある。今後もこの基調が持続するののかという点に関しての検証が必要とされる。

従来から指摘されてきた企業誘致のメリットの検証。雇用の増加、経営ノウハウ、技術等の移転等が地域経済の活性化に以下に結びついていくのか評価する必要がある。

かかる視点より、世界主要国の投資誘致施策にかかる情報を体系的に整理し、正確な把握を行うこと、並びにさまざまな観点からのデータ作成や加工・分析を通じて、わが国の官民投資誘致施策・手法のあり方についての検討、提言を行う。

本報告書の主な内容は、諸外国の投資誘致制度と日本のそれとの比較、対日投資誘致における公的機関の役割及び日本の現行制度や活動の問題点についての分析である。各章の内容は以下のとおりである。

第 章「世界の投資動向に占める日本の位置」は世界的な直接投資の動向と日本における対内直接投資の動向をそれぞれ整理したうえで、諸外国から批判のあった対内外投資比率（対内投資と対外投資の比率）について国際比較をおこなった。

世界規模で M&A を主軸とした直接投資が拡大しており、世界の直接投資は 1990 年の約 2,000 億ドルから 1999 年には 9,000 億ドルを突破した。対日直接投資も 1990 年度の約 4,000 億円から 1999 年には 2 兆 4,000 億円へと拡大した。日本の対内外投資格差（対外 / 対内）は、1990 年の 20 倍から 98 年には 3.9 倍、99 年には 3.1 倍へと急速に縮小してきた。対内投資が M&A を契機として増えたことによるところが大きい。ただ対内外投資比率を国際比較すると、フローベース、ストックベースともに日本は諸外国と比べて依然格差が大きい。

第 章「投資先としての日本の評価」は、日本市場の特性、近年の規制緩和の進展と外資系企業の進出、そして日本を取り巻く投資環境について分析している。

従来から日本の各種規制や商慣行等の存在が外資進出の制約要因とされてきた。しかし、近年の規制緩和の進捗とともに M&A 及び外資参入の環境が次第に整ってきている。とはいえ、日本の投資環境に対する国際的評価は近年低下している。

第 章「欧米諸国の投資誘致策」は公的機関による情報提供の重要性を踏まえ、英国、フランス、ドイツ、米国、カナダの各国について、まず外国企業誘致の歴史的背景及び投資環境の概要について触れる。次に、外国企業誘致活動及び情報提供体制の実態を明らかにするために、投資誘致機関およびその役割・活動のほか、優遇制度の内容等について検討を試みた。ここでの検討結果を通じて明らかになったのは欧米諸国では例外なく一元的情報提供サービスが確立されているということである。各国の状況を以下に記す。

英国の外国企業誘致は長い歴史をもつ。外国企業誘致に係っている機関は少なくないが、各誘致機関は「COP ガイドライン」のルールに基づき、外国企業にとっては中央政府の Invest・UK が一元的な窓口となるように情報の集約化が実行されている。

フランスで外国企業誘致に関して中心的役割を果たしているのは DATAR である。DATAR は企業ニーズを把握し、優遇制度についてパッケージを策定し一元的に提示する

ドイツは州政府が経済振興公社などを設立して外国企業誘致を行なっている。投資環境関連情報の提供、優遇制度に関する情報提供及びその申請手続に関しては、州政府や地域の誘致機関がワンストップサービスを行なっている。

米国でも投資誘致の主体は州政府である。投資環境関連情報の提供や、優遇制度に関する情報提供及びその申請手続に関しては、ワンストップサービス体制を確立している。また、優遇制度については、進出企業にとって最も有利なものは何かについてのコンサルティング・サービスも行い、公的機関による進出企業へのサービス体制は、多くの場合万全といえよう。

カナダでは、外国企業誘致は連邦政府と州政府が行っている。連邦政府レベルでは、カナダ産業省が管轄する IPC が対カナダ投資を行う企業に対して情報提供等を行っている。州政府では補助金、貸付制度、債務保証、税金還付等の優遇制度を提供している。

第 章「日本の投資誘致」は日本の投資誘致政策、制度について整理し、その評価を行っている。

日本の外国企業誘致は欧米諸国に比べて歴史が浅い。市場としては巨大でかつ洗練されており、高度な技術力を持ち労働者の質も高く、わが国に進出する外国企業の中には高コストのデメリットを超えるメリットがあるとの指摘も多い。対日投資に係る優遇制度については、各企業誘致機関が各々提供している。外国企業が日本に進出する場合、国レベル、地方自治体レベルで企業が利用できる制度は全部で何かを把握するのは容易ではない。外国企業に対する情報提供の一元化が課題となってきた。また本章ではケーススタディとして地方自治体の取組みを紹介した。

第 章「地域における外資系企業誘致の重要性」は外資系企業進出による地域経済への影響についていくつかの事例を通じて分析を行った。本報告書作成のため行ったアンケート調査によると、外資系企業誘致の目的として、雇用の創出を第一に挙げる自治体が多く、それ以外には外国の経営ノウハウの導入を期待するとしている。

第 章「まとめ - 対内投資事業をどう進めるか」は本報告書のまとめの部分であり、対

内投資誘致が必要である理由、対内投資促進に当たって公的部門がなすべきことは何か、そして、日本の現行制度や活動の問題点について詳述し、今後の対内投資促進事業の効果的遂行のための提言をまとめている。